#### 信州公衆衛生学会規定

平成19年9月1日改定 平成21年8月29日改定 平成27年8月22日改定

(名称)

第1条 この学会は信州公衆衛生学会(以下「学会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 この学会は事務局を長野県松本市旭3丁目1-1におく。

(目的)

第3条 この学会は、公衆衛生学の進歩発展と会員相互 の研鑽を図り、もって長野県及びわが国公衆衛生の向上 に資することを目的とする。

(会員)

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

- 1 普通会員 この学会の趣旨に賛同し、別に定める 会費を納めるもの
- 2 名誉会員 この学会に特に功労のあった者で、学 会総会の決議をもって推薦した者
- 3 顧問会員 この学会の運営に功労のある者で、学会 総会の決議をもって推薦した者
- **第5条** 普通会員になろうとする者は、会員の紹介による入会申込書に当該年度の会費を添えて、提出しなければならない。
- ② 普通会員は、会費をその年度の6月末日までに納入 しなければならない。ただし、入会の場合はこの限り ではない。
- **第6条** 会員は、学会総会で研究を発表し、かつニュースレター)の無償配布をうけることができる。
- 第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員 の資格を失う。
  - 1 本人より退会の申し出があったとき。
  - 2 2年以上会費を滞納したとき。
  - 3 死亡したとき。

(役員)

第8条 この学会に次の役員をおく。

1 学会長(以下会長という)1名2 副学会長(以下副会長という)3名以内3 理事長1名4 副理事長1名

5 理事

6 監事

若干名

2名

- ② 会長は任期中、理事とする。ただし理事の定数外とする。
- 第9条 会長は、理事会の推せんにより学会総会で選出する。
- ② 理事長は、理事の互選により選出する。
- ③ 副理事長は理事長の指名により理事会で承認する。
- ④ 理事は別に定める規定により選出する。
- ⑤ 監事は理事会の議決により理事長が委嘱する。

第10条 会長は学会総会を開催する。

- ② 副会長は、会長を補佐し会長事故のあるときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代理する。
- ③ 理事長は学会を代表して会務を掌理する。
- ④ 理事長および理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。
- ⑤ 理事長事故のあるときは、副理事長がその職務を代理する。
- ⑥ 理事は庶務、会計、ニュースレターの編集及びその他の 会務を分掌する。
- ⑦ 理事は理事会を組織し、重要事項を審議する。
- ⑧ 監事は民法第59条の職務を行なう。
- 第11条 会長の任期は、前回総会終了の翌日から、今回の総 会終了の日までとする。
- ② 理事長の任期は2カ年とする。
- ③ 理事及び監事の任期は2カ年とする。
- ④ 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ⑤ 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、尚その職務を行なう。

(理事会)

- 第12条 理事会は必要に応じ理事長がこれを招集する。 ただし、理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して 請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなけ ればならない。
- ② 理事会に議長をおき、理事長がこれにあたる。
- 第13条 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、当該事業について書面をもって予め意思表示を行なった者は出席者とみなす。
- ② 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- **第14条** 理事会は、本規定に定められたもののほか、次の事項を審議するものとする。
  - 1 学会総会に付議する事項
  - 2 学会総会より委任された事項
  - 3 その他理事長が必要と認めた事項
- 第15条 理事会を傍聴しようとする会員は、その所属氏名 を事前に通知しなければならない。役員会は傍聴者所属氏 名を役員会記録に留めなければならない。

#### (学会総会)

- 第16条 学会総会は毎年1回会長が招集し、議長には会長があたり、次の議事及び行事を行う。
  - 1 会務報告及び議案の審議
  - 2 公衆衛生及びこれに関連する研究および調査の発表
- ② 議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否 同数の場合は議長の決するところによる。
- 第17条 会員以外の者は、学会の定める手続きを経て参加費 を納入し会員になれば、学会総会に出席し、傍聴及び討議 の際の発言をなすことができる。

#### (委員会等)

- 第18条 この学会に編集委員会をおく。
- ② 編集委員会に関する規定は、理事会の議決を経てこれを 定める。
- 第19条 この学会に委員会をおくことができる。
- ② 委員会の設置、任務、運営等については世話人会の議決を経て定める。
- 第20条 この学会に分科会をおくことができる。
- ② 分科会の設置は、世話人会の議決を経て総会において決定する。

#### (学会賞)

- 第21条 この学会は、会員の業績を顕彰し、公衆衛生に関する研究を奨励するために学会賞をもうける。学会賞は、奨励賞、優秀論文賞とする。
- ② 奨励賞、優秀論文賞の選考は世話人会で行い、総会の 承認を受けるものとする。

#### (会計)

- 第22条 学会及び学会総会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。
- ② 会費は年2,000円とする。
- ③ 学会及び総会の予算は、総会の承認を受けなければならない。
- ④ 学会及び総会の決算は、総会の承認を受け、ニュースレターに掲載し報告しなければならない。

- ⑤ 学会及び総会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月 31日に終わる。
- ⑥ 名誉会員、顧問は、会費の納入を要しない。
- ⑦ 理事の会費は年5,000円とする。

#### (事務局)

- 第23条 学会に、学会事務局および学会総会事務局をおく。
- ② 学会事務局の規定は理事会の議決を経て定め、学会総会 事務局の規定はそのつど学会長が定める。

#### (規定改正等)

第24条 本規定の変更は、総会の議を経て会員の書面審議により、回答者の3分の2以上の同意を得て決定される。

#### (付則)

- 第1条 この規則は平成17年7月22日から施行する。
- **第2条** 設立準備委員の職にある者は、この規定により代表 理事及び理事が選出されるまでの期間その任にあるものと する。
- 第3条 理事は、世話人が移行し、総会の承認を得て、その 任に当たるものとする。

(平成27年8月22日)

120 信州公衆衛生雑誌 Vol. 11

#### 信州公衆衛生雑誌投稿規程

1) 投稿資格 本会会員に限る。共著の場合は全員が会員であることを必要とする。

2) 投稿原稿の種類 以下の通りとする。

総説 研究・調査論文の総括および解説 論説 公衆衛生活動、政策、動向など 原著 独創的な研究論文及び科学的な観察

短報 独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文

会員の声掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の報告など

- 3) 論文の内容 原著は他誌に未発表のもので、なるべく簡潔、平易な記述が望ましい。
- 4) 投稿原稿の執筆要領
  - a) 原稿の形式は、表紙、抄録(800字以内、総説・論説には不要)、本文、文献、表、図の説明、図の順序とする。原稿には、著者の判断により200語以内の英文抄録をつけることができる。英文抄録の構成は和文抄録に準じ、専門家によるチェックを受けること。
  - b) 用紙は、A4 判を用いる。マイクロソフト社の Word を用いて、横書き 1 行 25 字 × 32 行 = 800 字を 1 枚と する。原稿作成時、行番号を各ページの左側につける。
  - c) 表紙の記載順序は、投稿原稿の種類、和文題名、著者名、所属名、住所、欧文題名、著者名ローマ字、所属 欧文名、住所欧文名、内容別索引作成に必要な Key words (5 個以内とし、欧文名と日本語名とを記入する)、 20 字以内のランニング・タイトル、本文総枚数、図、表の枚数、別刷希望部数とする。編集部への希望事項 は別紙に記入して添付する。
  - d) 本文の項目分けは、次のようにする。I·····、A·····、I·····、a·····、(1)·····。
  - e) 書体と用語は、明瞭な字体で、口語体、ひらがな文で書き、なるべく日本医学用語委員会制定の用語を用い、 十分推敲した原稿とする。句読点、括弧を正確につけ、1字分としてあける。欧文で記載される原語は欧文タ イプで記入する。薬品名は一般名を使用する。動物、植物、細菌などの学名は2命名法によってイタリック体 で記載する。一般に略語として意味が通じるもの以外は、略語の使用は極力避ける。止むを得ず略語を用いる 場合には、最初に必ずフルスペルを記載すること。
  - f) 度量衡の単位は、原則として C.G.S. 単位を用い、符号のあとには点をつけずに、次の例に準ずる。 例 m mm μm nm l ml μl kg g mg μg mg/dl ppm °C Bq Gy sec min hr
  - g) 図・表は、刷り上がり1頁以内におさまるようにする。原寸大で印刷できるように写真等を組み合わせてセットされたものが望ましい。文字や印は縮小、拡大を考慮してレタリング等で直接原図に入れる。挿入個所は原稿の欄外に図1、表1のように記載する。図表の中の文字、説明は欧文でもよいが、長文の場合は欧文校閲の必要性が生ずるので和訳を付すこと。顕微鏡写真の場合にはその倍率の記載に注意すること。原寸大で準備されていない場合は縦横の対比に注意し縮小された場合にもよく判読しうるように作製されていること。
  - h) 引用文献は、引用した箇所の右肩に番号を付し引用順に記載する。引用雑誌の略称は、欧文雑誌については "INDEX MEDICUS" に、和文雑誌については、医学中央雑誌に従った略記とする。

雑誌は 著者名:表題. 誌名 巻:始頁-終頁. 発行年.

著書は 著者名:表題.書名(編集者).始頁―終頁.発行所.発行年.

の順に記載する。但し著者は最初の3名以内のみとし、それ以上のときは「他、et al」とする。

(例)

- 1) 久保田美穂, 柳沢茂, 佐々木隆一郎, 他:結核化学予防の服薬状況に関する一考察-結核集団感染事例の 調査結果から一, 日本公衛誌 50:605-612, 2003.
- 2) Sasaki R, Sakurai R, Aoki K, et al.: Cohort study on association of malignant neoplasms among the pulmonary tuberculosis patients in Nagoya TB Registry. J Epidemiol 2 (Supple): 89–95, 1992.
- 3) 佐々木隆一郎: スクリーニング. 疫学(日本疫学会), pp.151-162, 南江堂, 1996.
- i) 倫理規程 疫学研究に関する倫理指針(平成14年6月17日、文部科学省・厚生労働省)、人体を対象とする場合はヘルシンキ宣言に基づいた科学的および倫理的規範、動物を対象とする場合は動物愛護の精神に基づくことが必要である。研究によっては所属施設の倫理委員会またはこれに準じたものの承認が必要となる。
- j ) 利益相反 本学会の医学研究の利益相反 (Conflict of Interest: COI) に関する指針に基づき、本文の最後に下記の例にしたがい記載すること。

「本研究は○○の資金提供を受けた。」

「○○の検討にあたっては、○○から測定装置の提供を受けた。」

「利益相反なし。

- 5) 原稿の採否 投稿原稿の採否と掲載順序の指定は、編集委員会において決定する。論文は2名以上の編集委員 (必要に応じて編集部が適当と認めた者を含める)によって査読され、論文内容の加除訂正を求めることがある。
- 6) 校正 校正は初校のみ著者が責任をもって行う。校正に際して原文の変更あるいは追加を認めない。
- 7) 別刷 投稿の際、原稿の表紙に必要部数を申し込む。費用は、依頼原稿を除いて全額投稿者負担とする。
- 8) 掲載料 すべて無料とする。
- 9) 原稿の送り先 松本市旭 3-1-1、(〒390-8621) 信州大学医学部 衛生学公衆衛生学教室内 信州公衆衛生 学会事務局 s\_kouei@shinshu-u.ac.jp にメールにて送付する。メールが使えない場合は持参または郵送とし、 原稿にコピー 2 部を添付する。

平成 28 年 7 月 12 日改定

## 信州公衆衛生学雑誌掲載著作物に関する著作権規程

本誌に掲載された論文等の著作権、複製権および公衆送信権(送信可能化権を含む)に係わる権利等は、信州公 衆衛生学会に帰属いたします。

122 信州公衆衛生雑誌 Vol. 11

# 信州公衆衛生雑誌 論文投稿前のチェック表

この表にチェックを付け、原稿に添えて投稿して下さい(Word ファイルか PDF ファイルのどちらでも可)

原稿の構成が、表紙、抄録、本文、文献、表、図の説明、図の順となっているか
表紙に、和文の題名、著者名、所属名、住所、欧文の題名、ローマ字の著者名、所属欧文名、住所欧文名、キーワード (日本語名と欧文名)、ランニングタイトル、本文総枚数、図表の枚数、別刷り希望部数を記載したか
キーワードは5個以内か、ランニングタイトルは20文字以内か
抄録は 800 字以内か
本文にページを入れたか、行間は double space か
文献の引用の仕方は正しいか(投稿規程に沿っているか)
図表の構成(大きさ、文字の解像度、挿入箇所の明示等)は投稿規程に沿っているか
ヒトを対象とした研究の場合、本文中に研究倫理審査を受けた事を記載したか 研究倫理審査を必要としない場合は、以下にその理由を付すこと ( )
研究遂行や論文作成に関わる全ての助成、経済的支援等について謝辞に記載したか
本文の最後に利益相反の有無について明示したか
信州公衆衛生雑誌に記載された論文等の著作権、複製権および公衆送信権に係る権利等は、信州公衆衛生学会 に帰属する事について同意したか
コピーを 2 部添付したか (郵送の場合)

# 入会申込書

(必要事項をご記入の上、FAX または郵送でお送り下さい)

信州公衆衛生学会事務局宛

FAX 0	263-37-3499	9		記入日	年	月	日
؞	り が	な					
氏		名					
	名	称					
	職	種					
所	資 格	等					
属	住	所	Ŧ				
	電	話					
	F A	X					
	E-mail						
News 配	Letter 等 信 方	の 法	□ 郵送	□Е	メール		
自	住	所	₹				
	電	話					
宅	F A	X					
学会	誌 等 送 作	寸 先	□ 自宅	□勤	務先		
その	その他通信欄						

ご不明な点は学会事務局までお問い合わせください。

事務局使用欄				
受領連絡済	名簿登録済	振込用紙済		

#### 信州公衆衛生学会会費について

信州公衆衛生学会の会費は以下の通りです。

普通会員 年間 2,000 円 (4月1日より翌年3月31日まで)

#### 振込先

ゆうちょ銀行振替口座 口座番号 00500-4-81987 加入者名 信州公衆衛生学会

又は

八十二銀行信州大学前支店(店番号 421)

口座番号 801094

口座名義 信州公衆衛生学会

口座種類 普通預金

#### 信州公衆衛生学会入会案内

入会をご希望の方は、「入会申込書」に必要事項をご記入の上、本学会事務局宛に郵送もしくは FAX にてお送りください。「入会申込書」は、本学会のホームページからダウンロードできます。 信州公衆衛生学会 HP:

http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/medicine/chair/pmph/shinshu-kouei/index.html

126 信州公衆衛生雑誌 Vol. 11

#### 信州公衆衛生学会

(平成29年3月10日現在)

名誉会員 大 西 雄太郎 前長野県医師会長 西 澤 喜代子 前長野県看護協会長 関 顧 間 降 教 長野県医師会長 郎 春 日 司 長野県歯科医師会長 H 野 寛 明 長野県薬剤師会長 輪 百合子 長野県看護協会長 原 規 子 長野県栄養士会長 袁 佐々木 隆一郎 前飯田保健福祉事務所長 (前飯田保健所長) 理事会 理事長 野見山 哲 生 信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室 副理事長 小 松 仁 長野県健康福祉部 理 事 秋 山 長野県看護大学 剛 井 光 世 長野県歯科医師会 П 石 井 誠 日本健康運動指導士会長野県支部 Ш 原 一郎 松本歯科大学歯学部 小 泉 典 長野県精神保健福祉センター 小 岩 和 枝 全国保健師長会長野県支部 佐久保健福祉事務所(佐久保健所) 小 林 良清 佐久大学看護学部 征矢野 あや子 髙 弘 子 長野県薬剤師会  $\mathbf{H}$ 塚  $\mathbf{H}$ 昌 大 長野保健福祉事務所(長野保健所) 浩 之 長野県栄養士会 友 竹 恵 中 嶋 長野県産業看護研究会 邑 野 敏 夫 長野県医師会 廣  $\mathbb{H}$ 直 子 松本大学人間健康学部健康栄養学科 安基子 長野県歯科衛生士会 丸 Щ さなえ 長野県栄養士会公衆衛生事業部 吉 Ш 監 事 寺 井 直樹 飯田保健福祉事務所 (飯田保健所) 福 嶋 義光 信州大学医学部遺伝医学・予防医学教室 (五十音順)

## 信州公衆衛生学会 研究倫理審查委員会

 委員長
 寺 井 直 樹
 飯田保健福祉事務所(飯田保健所)

 副委員長
 塚 原 照 臣
 信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室

 委員
 木 村 貞 治
 信州大学医学部保健学科理学療法学専攻
 (五十音順)

No. 2, 2017 127

#### 信州公衆衛生雑誌 編集委員会

(平成29年3月10日現在)

委員長	小 林 良 清	佐久保健福祉事務所 (佐久保健所)	
副委員長	塚 原 照 臣	信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室	
顧問	野見山 哲 生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室	
委員	稲 葉 雄 二	信州大学医学部小児医学教室	
	岡田真平	身体教育医学研究所	
	金 井 誠	信州大学医学部保健学科	
	坂 口 けさみ	信州大学医学部保健学科看護学専攻	
	征矢野 あや子	佐久大学看護学部	
	塚 田 昌 大	長野保健福祉事務所 (長野保健所)	
	寺 井 直 樹	飯田保健福祉事務所 (飯田保健所)	
	廣 田 直 子	松本大学人間健康学部健康栄養学科	
	安 田 貴恵子	長野県看護大学	
	横川吉晴	信州大学医学部保健学科理学療法学専攻	
	鷲 塚 伸 介	信州大学医学部精神医学教室	(五十音順)
編集幹事	上 條 知 子	信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室	
查読委員	大 里 厚	セイコーエプソン株式会社	
	北 山 秋 雄	長野県看護大学	
	木 村 貞 治	信州大学医学部保健学科理学療法学専攻	
	杉 山 英 子	長野県短期大学生活科学科	
	塚 田 昌 大	長野保健福祉事務所 (長野保健所)	
	友 竹 浩 之	飯田女子短期大学	
	根本賢一	松本大学大学院健康科学研究科	
	牧 茂	松本歯科大学	(五十音順)

#### 信州公衆衛生雑誌 第11巻第2号

平成29年3月発行

発行 信州公衆衛生学会

₹390-8621

長野県松本市旭 3-1-1

信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室内 TEL 0263-37-2622 FAX 0263-37-3499

E-mail: s\_kouei@shinshu-u.ac.jp

印刷 大日本法令印刷株式会社

# 「食べ物」や「水」を選ぶように、これからは「空気」も選んでほしい。

有機野菜や無添加食品、ミネラルウォーターなど。

健康への配慮から、最近は食べ物や水などの品質にこだわる方が増えています。

そしてこれからの時代、積水ハウスは室内の「空気」についても、

Airkis Airkis

健康・快適という視点で選んでほしいと思います。

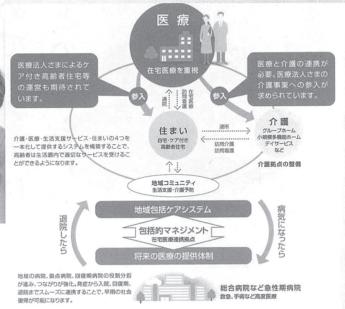
積水ハウス独自の空気環境配慮仕様「エアキス」は、

子どもを基準に空気環境に配慮することで、ご家族の皆さまに

健やかな暮らしを実現します。



介護との連携強化で 医療法人さまの役割が 大きく発展します。



様々な事業形態での確かな実績。 医療法人さまの想いにしっかりとお応えします。

積水ハウスは環境省が進めるエコチル調査」のオフィシャルサポーターとして 子供の健康に配慮した住宅の研究をしています。

子どもたちが安心して すこやかに暮らせる環境をつくるために、 環境省が2011年1月からスタートした大切な調査です。



《資料請求先》 積水ハウス株式会社 松本支店 長野県松本市渚2-4-31 長野支店 長野県長野市末広町1355-5 ウエストプラザ長野8F

# -般社団法人長野県労働基準協会連合会

確かな技術で働く人の安全と健康のお手伝い



## 巡回健診

# 作業環境測定

#### 職場環境改善指導

# 安全衛生教育

松本安全衛生センター (松本測定所 / 松本健診所)

木部

長野市アークス2-3

© 026(223)0280 FAX 026(223)0277

http://www.naganoroukiren.or.jp | 検索』,

松本健診所 松本市神林小坂道7107-55

© 0263(40)3911 FAX 0263(40)3651

松本測定所 松本市神林小坂道7107-55

© 0263(40)3811 FAX 0263(40)3650

長野測定所 長野市アークス2-3

© 026(223)0246 FAX 026(223)0278

諏訪測定所 諏訪市沖田町4-12

© 0266(58)4315 FAX 0266(58)4351

上田測定所 / 機械検査所

東御市県保利田548-1

© 0268(64)1151 FAX 0268(64)1153

# 私たちは、最善の技術と方法で、お客様にとって 最良な製品を、安定して提供します。



# ★日本法令印刷グループ 大日本法令印刷株式会社

http://www.hourei.co.jp

株式会社 法令ブックバインディング な(026)228-0760 図(026)228-9087

本社/長野県長野市中御所3-6-25

**☎**(026)228-1113 **ఔ**(026)226-9833

支社/東京都千代田区神田錦町3-18 寿ビル2階 ☎(03)3293-0331 ☎(03)3293-0332

株式会社 法令ニューコム

**2** (026) 228-0630 **3** (026) 228-9457

生きれてくる大切な命が、すくすくと育っていけるように・・・
誰もが理论が依毎日を過ごせるように・・・

# [III FUEL ER



健やかに成長できる環境を未来に残すために**2011**年にスタートした環境省による全国的な調査です。

全国 15地域にて 10万組の赤ちゃんとご両親にご参加頂き化学物質など環境中の有害物や生活習慣が、子どもの成長発達にもたらす影響について長期間にわたり詳しく調べます。

明るい未来に向けて安心で安全な環境を残すため、長野県では信州大学医学部 小児環境保健疫学研究センターが「甲信サブユニットセンター」として各種医療機関、対象地域自治体と協力しながら調査を行っています。



お問合せ先 : 信州大学医学部 小児環境保健疫学研究センター

松本市旭3-1-1 TEL:0263-37-3179 FAX:0263-37-3189 mail: ecochild@shinshu-u.ac.jp